

中小企業金融円滑化法について

＜平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法＞

金融機関の努力義務

- ・金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成23年3月31日公布・施行>

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月31日まで1年延長

中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成24年3月31日公布・施行>

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】